

防府市まちなか人流データ分析業務に関するプロポーザル審査委員会設置要綱

令和5年7月21日制定

(設置)

第1条 防府市まちなか人流データ分析業務の受注候補者をプロポーザル方式により選定するに当たり、透明性・公平性を確保するため、防府市まちなか人流データ調査・分析業務に関するプロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 募集要領の策定
- (2) 提案書を審査するための評価基準及び評価方法の策定
- (3) 提案書、プレゼンテーション等の審査
- (4) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員会の庶務は、産業振興部商工振興課において行う。

(委員長)

第4条 委員長は、産業振興部次長をもって充てる。

2 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。

(委員)

第5条 委員は、次の者又は次の者が所属する部局の職員のうちから推薦した者をもって充てる。

- (1) 産業振興部次長
- (2) 総合政策部政策推進課長
- (3) 総合政策部デジタル推進課長
- (4) 産業振興部商工振興課長
- (5) 土木都市建設部都市計画課長

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月21日から施行し、当該業務の契約が締結された日の翌日にその効力を失う。